

船橋市市民法律相談員委嘱に関する基準要領

1 目的

この基準要領は、今日の複雑多岐な社会情勢のなかで、市民が直面する多種多様な法律的諸問題を解決するため、専門的資格を有する市民法律相談員（以下「法律相談員」という。）を委嘱し、市民生活の向上を図ることを目的とする。

2 委嘱期間

法律相談員の委嘱期間は、会計年度の1年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。

3 委嘱要件

- (1) 弁護士の資格を有していること。
- (2) 人格、見識ともに高く、社会の実情に熟知していること。
- (3) 心身ともに健康で、満70歳未満の者。（ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。）

4 委嘱の取り消し要件

- (1) 法律相談員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 法律相談員として職務の遂行に支障をきたすと判断されたとき。
- (3) 法律相談員制度を改廃したとき。

5 書類の提出

法律相談員として委嘱を受ける者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 履歴書
- (2) その他市長が必要と認める書類

なお、上記に規定する書類に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

6 法律相談員の業務

法律相談員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民生活に係る民事・刑事等の法律的諸問題の相談に関すること。
- (2) 調停・裁判の手続き等に関すること。
- (3) その他日常生活で直面する法律的諸問題の相談に関すること。

7 相談時間及び報償金

相談時間は、別途定める指定相談日の午前9時30分から午後2時50分まで、午後4時3

0分から午後7時40分まで又は午前9時00分から午後零時10分までとし、報償金については、指定相談日1回につき25,000円を支給するものとする。ただし、この中には諸手当、交通費等も含むものとする。

8 報償金の支給日

報償金の支給は、毎月末締め翌月17日支給とする。ただし、支給日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その前日に支給するものとする。

9 共済組合等の保険

共済組合、社会保険及び雇用保険には加入しないものとする。

10 法律相談員の身分保証

法律相談員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償するものとする。

11 秘密を守る義務

法律相談員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

12 表彰

法律相談員として10年以上勤務し、功績が特に顕著な者は市長が表彰するものとする。ただし、その年数に達しない者であっても、市長が特に功績が顕著であると認めたときは、これを表彰する。

13 その他

- (1) この基準要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。
- (2) この基準要領は昭和64年1月1日から施行する。
- (3) この基準要領は平成2年1月1日から施行する。
- (4) この基準要領は平成4年4月1日から施行する。
- (5) この基準要領は平成5年4月1日から施行する。
- (6) この基準要領は平成7年4月1日から施行する。
- (7) この基準要領は平成8年4月1日から施行する。
- (8) この基準要領は平成9年4月1日から施行する。
- (9) この基準要領は平成15年4月1日から施行する。
- (10) この基準要領は平成23年4月1日から施行する。
- (11) この基準要領は平成27年4月1日から施行する。